さ情審査答申第75号 平成23年7月6日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成22年11月25日付けで貴職から受けた、さいたま市児童相談所における自己の相談記録一式(以下「本件対象個人情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る本件対象個人情報は、異議申立人以外の第三者発言部分及び「索引番号」、「児童名」、「生年月日・学年」、「相談種別・細目」、「主訴」の欄に係る部分を除き開示することが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成22年8月31日付け子子児第1252号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分について取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求の趣旨は、あくまで「自己の相談記録の開示」である。不開示理由にある「開示請求者以外のプライバシーに関する部分」 は不開示であっても差し支えない。

開示請求者以外に関する記載については削除・または秘匿することによって、開示請求者自身に関する最低限の情報開示は可能である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 児童相談所(実施機関)は子どもの福祉を最優先させる機関である。異議申立人が請求している児童相談記録については、第三者はもちろん、子ども本人であっても閲覧、交付をするものではなく、子どもの福祉のために児童相談所が方針・処遇を適切に判断するための内部資料である。
- 2 したがって、自己の相談記録であっても、相談記録が子どもや関係者の プライバシーに関する情報を多数含むものであり、ケースによっては関係 者との信頼関係が損なわれ、子どもの福祉を損なう可能性があること、ひ いては児童相談所の事務そのものに著しい支障をきたすおそれがあること から、基本的には当事者であっても開示しないことを原則と考えている。
- 3 本件についても、関係者の家庭や地域社会における様々な状況が複雑に 絡んでいることから、原則からしても、個別の事情からしても不開示が適 当であるという結論に至ったものである。

第4 審査会の判断の理由

1 条例における個人情報開示の仕組みについて

条例第1条には、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする」と定められている。

そして、条例第12条第1項で「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求 (以下「開示請求」という。)をすることができる」と定め、「自己の個人情報をコントロールする権利」の保障の観点から、情報の主体者である個人が自己の情報の流れなどを確認することができるよう開示請求権を法的権利として創設している。

また、条例第14条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない」と規定し、誰もが開示請求権を有し、これに対して、実施機関は個人情報を開示する義務を負う、法的な権利義務関係が明確化されている。

したがって、個人情報の開示請求があった場合は、実施機関が保有する 行政情報に記録されている個人情報が同条各号で示す不開示情報に該当す るか否かの判断を行い、不開示情報が記録されている部分を除き、開示請求者に当該個人情報を必ず開示しなければならず、実施機関の裁量によって開示しない対応をとるということはできないものである。

2 本件対象個人情報について

実施機関は、異議申立人がさいたま市児童相談所において、児童相談をしたときの自己の相談記録一式である、平成21年1月5日及び平成21年1月13日付け「取扱経過記録」(以下「本件対象個人情報」という。)並びに平成22年8月3日付け「受付処理票」(以下「本件対象個人情報」という。)を本件対象個人情報として特定している。

また、本件処分において実施機関は、開示することにより、開示請求者以外の者のプライバシー等正当な権利利益を害するおそれ(条例第14条第2号アに該当)及び開示することにより当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれ(条例第14条第3号に該当)があるとして、全部不開示決定を行なっている。

よって、当審査会では、前記1の条例における個人情報開示の仕組みを踏まえて、次のとおり本件処分の妥当性について判断する。

3 本件対象個人情報 に係る本件処分の妥当性について

本件対象個人情報 は、異議申立人から児童に関する電話相談を受け付けた際の取扱い内容を簡潔に記入した通話記録であり、相談者として 異議申立人が実施機関に伝えた相談内容の部分と実施機関の対応を記録 した部分に大別できる。

相談者として異議申立人が実施機関に伝えた相談内容の部分については、その記述において鍵括弧又は間接話法により異議申立人以外の第三者の発言を引用するかたちで記録している部分(発言の内容が容易に推測できる表現を含む。)及び同発言者を識別できる部分(以下、両者をあわせて「第三者発言部分」という。)が存在する。当該第三者発言部分は、異議申立人が実施機関に話した自己に関する情報であり、異議申立人本人は当然、知っている情報である。しかしながら、本件事案における異議申立人と第三者との関係、環境、時点等を総合的に考慮した場合には、これが自己の個人情報開示請求であるとしても、開示することによって異議申立人以外の当該第三者がその内容を知る可能性も否定できない状況においては、本件関係者の信頼関係・協力関係を不当に損なうおそれのある、まさに開示請求者以外のプライバシーに関する部分といえる。よって、条例第14条第2号アに該当する不開示情報であると認められる。

次に、実施機関の対応を記録した部分については、当審査会で確認し

たところ、行政における一般的な対応状況しか記録されておらず、これ を開示したからといって、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそ れは認められない。

したがって、本件対象個人情報 は、異議申立人以外の第三者発言部分を除き開示することが妥当である。

4 本件対象個人情報 に係る本件処分の妥当性について

本件対象個人情報 は、各児童相談に関する事案において作成される処理票であり、実施機関の事務処理欄の部分、相談内容の部分、実施機関の所見及び指導内容等の部分に大別される。このうち本件請求内容によると、実施機関の所見及び指導内容等の部分については、本件請求の対象外となるものである。

実施機関の事務処理欄の部分に関しては、「実施機関の決裁欄」、「索引番号」、「児童名」、「住所地区」、「生年月日・学年」、「受付番号」、「担当」、「通告経路・細目」、「相談種別・細目」、「主訴」、「受理年月日」、「処理年月日」、「終結年月日」が記載されている。

「索引番号」、「児童名」、「生年月日・学年」については、個人を識別できる個人に関する情報であり、上記3のの判断に照らせば、本件関係者の信頼関係・協力関係を損ない、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第14条第2号アに該当する不開示情報であると認められる。

次に、「相談種別・細目」、「主訴」については、実施機関が各種相談内容に応じて類型化した種別等を記載しているものであり、実施機関において事案を処理するうえで、相談者本人にも知られることを前提としていない内部管理情報である。本件事案の特殊な事情を考慮した場合には、やはり相談業務の性質上、これを開示することにより、実施機関と相談者本人の信頼関係を不当に損ない、正確な事実の把握が困難となるおそれがあるほか、今後、実施機関が相談業務を実施するうえで、客観的な評価・判定等が記録できなくなるおそれがあるため、条例第14条第3号に該当する不開示情報であると認められる。

その他の項目については、いずれも不開示情報にあたらず開示することが適当である。

相談内容の部分については、本件対象個人情報 の相談者として異議申立人が実施機関に伝えた相談内容の部分と同様の取扱いにより記録されたものであることが認められるため、不開示情報の判断についても、上記3と同様の取扱いとすることが適当である。

したがって、本件対象個人情報 は、異議申立人以外の第三者発言部

分及び「索引番号」、「児童名」、「生年月日・学年」、「相談種別・細目」、「主訴」の欄に係る部分を除き開示することが妥当である。

5 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに対し、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

平成 2	2年1	1月2	5 日	諮問の受理
回	年 1	2月1	6日	審議
同	年 1	2月2	2日	実施機関から理由説明書を受理
平成 2	3年	1月2	0日	審議
同	年	3月1	7日	実施機関からの意見聴取及び審議
回	年	4月2	1日	審議
同	年	6月1	6日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
会 長	池上純一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)